

## 学外実習の移動における事故の取り扱いについて

平成27年 5月27日

教授会承認

学生が住居と実習施設等相互間を往復する間に事故が生じた場合、以下のよう  
に取り扱うこと。

1. 移動中に事故が発生。
2. 当該学生が警察と学務課教務係に、自身の状況、事故の状況(事故時間・場所等)を連絡する。
3. 学生は自身の加入している保険会社に連絡を入れる。
4. 連絡を受けた学務課教務係は、実習先に、当該学生が遅刻あるいは欠席する旨を連絡するとともに、当該学生の状況及び事故の状況を「担当教員」または「学級教員」、「学部教育支援室長」、「学科長」及び「学部長」に報告する。
5. 教務係は、学生係に、該当学生の氏名と事故の状況を伝える。
6. 教務係より連絡を受けた学生係は、学生が加入している保険について確認後、適宜保険の手続きについて、連絡を取る。
7. 当該学生は後日、学務課教務係にて、欠席等の手続きを、学生係にて保険等の手続きを行う。

